船橋市建設工事等に係る最低制限価格等算定基準

(建設工事)

船橋市建設工事等契約事務取扱基準第4条第2項に定める建設工事の最低制限価格、低入札価格調査実施要領第4の1の(1)に定める調査基準価格及び低入札価格調査実施要領第4の2の(1)に定める失格判断基準価格(以下「最低制限価格等」という。)の設定については、以下に定める方法による。

第1 算定率

(1)最低制限価格及び調査基準価格

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
9 7 %	90%	90%	68%

ただし、プラント系工事における機器費については、89.5%とする。

- ※ プラント系工事とは、施設等における主要な設備をあらかじめ製作し、現場で組み立てる電気及び機械設備等の工事のうち、積算内訳において「機器費」が計上されている工事をいう。
- ※ 直接工事費には「設計技術費」、現場管理費には「据付間接費」を含む。
- (2)失格判断基準価格

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
90%	80%	80%	30%

ただし、プラント系工事における機器費については、69%とする。

※ 直接工事費には「設計技術費」、現場管理費には「据付間接費」を含む。

第2 算出方法

- ① 各項目を算定率で計算(1円未満は切り捨て)し、金額の合計を求める。
- ② ①で求められた合計額を予定価格で除し、設定率を算出する。なお、設定率は百分率とし、小数点第3位以下は切り捨てとする。
- ③ ②で求めた設定率を予定価格に乗じ、計算後の金額の100円未満は切り捨てる。
- ※ 最低制限価格等の基準となる額が第1の表によりがたい場合の設定率については、 契約ごとに設定率を定めることができる。

(設計等コンサルタント)

船橋市建設工事等契約事務取扱基準第4条第2項に定める設計等コンサルタントの最低制限価格の設定については、以下に定める方法による。

第1 算定率

第1 异戊辛	目ば地間無物の甘油しよった	1.7月中(人	七四中 (人
業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
土木関係の建	・直接人件費の額		
設コンサルタ	・直接経費の額		
ント業務	・その他原価に100分の90を乗じて得た額		
	・一般管理費等に100分の50を乗じて得た額		
	の合計額	8 1 %	60%
	・直接人件費の額	0 1 /0	0 0 70
	・直接経費の額		
	・技術経費に100分の60を乗じて得た額		
	・諸経費に100分の60を乗じて得た額		
	の合計額		
建築関係の建	・直接人件費の額		
設コンサルタ	・特別経費の額		
ント業務	・技術料等経費に100分の60を乗じて得た額	8 1 %	60%
	・諸経費に100分の60を乗じて得た額		
>= 1 = 1/1 = 1	の合計額		
測量業務	・直接測量費の額		
	・測量調査費の額	8 2 %	60%
	・諸経費に100分の50を乗じて得た額	_ , ,	0 0 70
1.1 PP 200 1.300 31.	の合計額		
地質調査業務	・直接調査費の額		
	・間接調査費に100分の90を乗じて得た額		
	・解析等調査業務費に100分の80を乗じて得	8 5 %	3分の2
	た額	, -	
	・諸経費に100分の50を乗じて得た額		
14 124 124 124	の合計額		
	・直接人件費の額		
サルタント業	・直接経費の額	0.10/	0.00/
務	・その他原価に100分の90を乗じて得た額	8 1 %	60%
	・一般管理費等に100分の50を乗じて得た額		
	の合計額		

第2 算出方法

- ① 各項目を算定率で計算(1円未満は切り捨て)し、金額の合計を求める。
- ② ①で求められた合計額を予定価格で除し、設定率を算出する。なお、設定率は百分率とし、小数点第3位以下は切り捨てとする。
- ③ ②で求めた設定率を予定価格に乗じ、計算後の金額の100円未満は切り捨てる。
- ※ 最低制限価格の基準となる額が第1の表によりがたい場合の設定率については、当

該業務の上限割合と下限割合の範囲内で定めることができる。

附則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この基準は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成25年9月1日以後に公告をする入札に適用し、同日前に公告をした入札については、なお従前の例による。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。